

# 令和元年 第7回

## 北見市第一農業委員会総会議事録

日 時	令和元年11月22日(金)
場 所	第一農業委員会会議室
	午前10時00分 開会
	午前11時00分 閉会

### 1 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号
- 第 4 議案第2号
- 第 5 議案第3号
- 第 6 議案第4号
- 第 7 議案第5号
- 第 8 議案第6号
- 第 9 議案第7号
- 第10 報告第1号
- 第11 報告第2号
- 第12 報告第3号

## 2 本日の会議に付した事件

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しない土地の決定について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 6 議案第 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 第 7 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 8 議案第 6 号 農村滞在型余暇活動機能整備計画の変更について
- 第 9 議案第 7 号 現況証明願について
- 第 1 0 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 第 1 1 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
- 第 1 2 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

3 令和元年第7回北見市第一農業委員会総会出席者名簿

(1) 委員出席

	氏名	出席	欠席
1	前澤 一幸 君	○	
2	高橋 秀幸 君	○	
3	吉田 和子 君	○	
4	渡邊 幸夫 君	○	
5	畑中 利男 君	○	
6	福田 保志 君	○	
7	中村 圭一 君	○	
8	萩原 和裕 君	○	
9	入倉 孝徳 君	○	
10	安斉 誠一 君	○	
11	芝山ひとみ 君	○	
12	岡田 貢 君	○	
13	大林 実 君	○	

	氏名	出席	欠席
14	(欠番)		
15	馬場 正寛 君	○	
16	竹下 雅英 君	○	
17	杉山 茂樹 君	○	
18	竹中 秀樹 君	○	
19	黒須 倫子 君	○	
20	米森 裕之 君	○	
21	岡部 浩 君		○
22	國田 恭一 君	○	
23	鎌口 幹雄 君	○	

出席 21 名  
 欠席 1 名  
 欠員 1 名

(2) 事務局出席

事務局 長	武 田 嘉 憲 君
事務局 次長	宮 部 秀 明 君
農地 課 長	市 山 恵 一 君
総務 係 長	清 水 拓 君
農地 係 長	谷 地 洋 光 君

(3) 議 長 鎌口 幹雄 君  
 署名委員 16番 竹下 雅英 委員  
 署名委員 18番 竹中 秀樹 委員

事務局長  
(武田 嘉憲君)

本日は、お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。  
それでは、令和元年第7回北見市第一農業委員会総会の開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

～～会長挨拶～～

事務局長  
(武田 嘉憲君)

それでは、会議規則第5条により会長が議長となり、会議に入ります。  
会長、よろしくお願いいたします。

議長  
(鎌口 幹雄君)

これより、令和元年第7回北見市第一農業委員会総会を開会いたします。  
ただちに、本日の会議を開きますので、事務局より『諸般の報告』をお願いいたします。

事務局次長  
(宮部 秀明君)

ご報告を申し上げます。  
ただいまの出席委員数は、21名の出席であります。  
21番 岡部委員は所用のため欠席される旨、届け出がありました。  
次に、本日の総会議案のほか、議案第6号関連として、「令和元年第7回総会資料」をお手元に配付いたしてございます。  
以上であります。

議長  
(鎌口 幹雄君)

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりであります。  
それでは、日程第1、『議事録署名委員の指名』を行います。  
本日の議事録署名委員は、16番 竹下委員、18番 竹中委員の両名を指名いたします。  
次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。  
おはかりいたします。本総会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。  
これにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日限りと決定いたします。  
次に、日程第3、『議案第1号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない土地の決定について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君)

議案の1ページから5ページでございます。  
議案第1号 「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない土地の決定について」ご説明いたします。  
このことについて「農地法の運用について」第3の1の(3)のウの取り扱いにより、下記のとおり、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことについて、審議のうえ適否の決定を求めるものであります。  
なお、今回適否の決定を求める面積は5ページ欄外に記載のとおり、全80筆合計面積は355,760.57㎡であります。  
これら全ての案件につきまして、「農地法の運用について」第4の(4)の基準に該当するものと考えます。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件につきましては地域調整班の協議を経ておりますので、まず、第1班よりご説明をお願いします。

10番  
(安斉 誠一君)

1班に関わる案件、番号1番から31番についてご説明いたします。

番号1番、所在及び地番は、美山町●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、2,751㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号2番、所在及び地番は、美山町●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、1,667㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号3番、所在及び地番は、美山町●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、404㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号4番、所在及び地番は、美山町●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、17,437㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号5番、所在及び地番は、美山町●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、302㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号6番、所在及び地番は、美山町●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、5,268㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号7番、所在及び地番は、美山町●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、22,313㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号8番、所在及び地番は、美山町●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、5,817㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号9番、所在及び地番は、美山町●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、4,985㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号10番、所在及び地番は、小泉●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、7,891㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号11番、所在及び地番は、小泉●●● 公簿地目は「山林」、現況面積は、7,621㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号12番、所在及び地番は、小泉●●● 公簿地目は「山林」、現況面積は、1,927㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号13番、所在及び地番は、小泉●●● 公簿地目は「山林」、現況面積は、509㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号14番、所在及び地番は、小泉●●● 公簿地目は「山林」、現況面積は、604㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号15番、所在及び地番は、小泉●●● 公簿地目は「山林」、現況面積は、78㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号16番、所在及び地番は、北光●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、1,181㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号17番、所在及び地番は、昭和●●● 公簿地目は「山林」、現況面積は、4,760㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号18番、所在及び地番は、昭和●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、619㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号19番、所在及び地番は、昭和●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、14㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号20番、所在及び地番は、昭和●●● 公簿地目は「畑」、現況面積

は、59 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号21番、所在及び地番は、昭和●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、609 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号22番、所在及び地番は、昭和●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、20 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号23番、所在及び地番は、昭和●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、1,627 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号24番、所在及び地番は、昭和●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、60 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号25番、所在及び地番は、昭和●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、45 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号26番、所在及び地番は、昭和●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、442 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号27番、所在及び地番は、昭和●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、762 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号28番、所在及び地番は、昭和●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、78 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号29番、所在及び地番は、昭和●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、87 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号30番、所在及び地番は、大和●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、14,995 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号31番、所在及び地番は、美里●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、3,015 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第2班よりお願いいたします。

6番  
(福田 保志君)

2班に関わる案件、番号32番から49番についてご説明いたします。

番号32番、所在及び地番は、大正●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、969 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号33番、所在及び地番は、大正●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、1,983 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号34番、所在及び地番は、大正●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、794 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号35番、所在及び地番は、大正●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、1,917 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号36番、所在及び地番は、大正●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、9,464 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号37番、所在及び地番は、大正●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、8.42 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号38番、所在及び地番は、大正●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、21 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号39番、所在及び地番は、大正●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、2.5 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号40番、所在及び地番は、大正●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、12㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号41番、所在及び地番は、大正●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、6.23㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号42番、所在及び地番は、大正●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、29㎡、その他状況等は、記載のとおりです。

番号43番、所在及び地番は、大正●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、10㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号44番、所在及び地番は、大正●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、6.91㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号45番、所在及び地番は、豊田●●● 公簿地目は「田」、現況面積は、685㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号46番、所在及び地番は、豊田●●● 公簿地目は「田」、現況面積は、4,884㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号47番、所在及び地番は、本沢●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、12,717㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号48番、所在及び地番は、本沢●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、12,635㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号49番、所在及び地番は、柏木●●● 公簿地目は「山林」、現況面積は、5,950㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第3班よりお願いいたします。

1番  
(前澤 一幸君)

3班に関わる案件、番号50番から80番についてご説明いたします。

番号50番、所在及び地番は、川東●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、14,679㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号51番、所在及び地番は、川東●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、991㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号52番、所在及び地番は、川東●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、4,495㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号53番、所在及び地番は、川東●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、10,479㎡、その他状況等は、記載のとおりです。

番号54番、所在及び地番は、川東●●● 公簿地目は「山林」、現況面積は、4,958㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号55番、所在及び地番は、若松●●● 公簿地目は「田」、現況面積は、2,041㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号56番、所在及び地番は、若松●●● 公簿地目は「田」、現況面積は、432㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号57番、所在及び地番は、若松●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、1,763㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号58番、所在及び地番は、若松●●● 公簿地目は「田」、現況面積は、255㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号59番、所在及び地番は、若松●●● 公簿地目は「宅地」、現況面

積は、714.51 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号60番、所在及び地番は、若松●●● 公簿地目は「原野」、現況面積は、21,432 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号61番、所在及び地番は、若松●●● 公簿地目は「原野」、現況面積は、9,539 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号62番、所在及び地番は、若松●●● 公簿地目は「原野」、現況面積は、1,209 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号63番、所在及び地番は、若松●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、450 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号64番、所在及び地番は、若松●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、6,997 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号65番、所在及び地番は、若松●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、503 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号66番、所在及び地番は、若松●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、1,666 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号67番、所在及び地番は、若松●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、932 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号68番、所在及び地番は、若松●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、983 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号69番、所在及び地番は、若松●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、800 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号70番、所在及び地番は、若松●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、3,455 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号71番、所在及び地番は、若松●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、1,797 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号72番、所在及び地番は、南丘●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、3,295 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号73番、所在及び地番は、南丘●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、2,495 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号74番、所在及び地番は、南丘●●● 公簿地目は「原野」、現況面積は、1,984 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号75番、所在及び地番は、南丘●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、2,268 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号76番、所在及び地番は、開成●●● 公簿地目は「山林」、現況面積は、47,558 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号77番、所在及び地番は、開成●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、5,205 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号78番、所在及び地番は、開成●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、5,121 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号79番、所在及び地番は、開成●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、1,599 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

番号80番、所在及び地番は、開成●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、35,624 m<sup>2</sup>。その他状況等は、記載のとおりです。

以上でございます。



議 長  
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されて  
おります議案に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議  
ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、日程第4、『議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君)

議案の6ページでございます。  
議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 ご説明いたし  
ます。  
今回の申請は、所有権贈与が1件であり、農地法第3条第2項の各号には該  
当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
なお、許可に係る地目及び面積は、欄外に記載のとおり、「田」が2筆で、  
合計面積は14,823㎡であります。  
以上でございます。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、この案件については、地域調整班の協  
議を経ておりますので、第2班よりご説明をお願いいたします。

6 番  
(福田 保志君)

番号1番についてご説明いたします。  
番号1番、権利の種類は所有権贈与です。土地の所在は、東相内町●●●  
「田」、外「田」1筆、合計面積は14,823㎡。譲渡人は、●●●さん。譲受  
人は、●●●さんです。申請事由は、後継者である息子に農地を譲り渡す  
というものです。  
以上でございます。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されて  
おります議案に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ござい  
ませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、日程第5、『議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君)

議案の7ページでございます。  
議案第3号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 ご説明いたします。  
今回の申請は1件で、許可に係る地目及び転用面積は、欄外に記載のとおり、「宅地」が1筆で、面積は1,714㎡であります。  
以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、この案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、第3班よりご説明をお願いいたします。

15番  
(馬場 正寛君)

番号1番についてご説明いたします。  
令和元年11月19日に前澤委員と鎌口委員と共に事前調査を行いました。土地の表示につきましては、川東●●●、面積は、1,714㎡です。申請人は、●●●さんです。転用目的及び計画の内容は、農業用倉庫、物置、農作業場、農機具兼資材置場。申請事由は、申請地には、過去に建築した農業用施設があるが、農地転用許可の手続きを失念していることが判明したため、転用を追認願うというものです。所在につきましては、社会福祉法人川東の里から西に約500m進んだところに位置しております。  
以上、特に問題は無いと判断いたしました。ご協議の程、よろしく願いいたします。

議長  
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入りますが、この案件については、●●●委員が除斥の対象となりますので、一時退席願います。

(●●●委員、退席)

議長  
(鎌口 幹雄君)

それでは1番の案件に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(●●●委員、着席)

議 長  
(鎌口 幹雄君)

次に、日程第6、『議案第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君)

議案の8ページでございます。

議案第4号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明いたします。

今回の通知は、合意解約による通知が2件です。農地法第18条第1項第2号の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。

なお、通知に係る地目及び面積は、欄外に記載のとおり、「畑」が4筆で、合計面積は57,217㎡であります。

以上でございます。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、第1班よりご説明をお願いいたします。

10番  
(安斉 誠一君)

番号1番についてご説明いたします。

番号1番、所在及び地番については、北光●●● 「畑」、外「畑」1筆、合計面積は、32,425㎡です。賃貸人は、●●●さん。賃借人は、●●●さんです。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、令和元年10月16日。引渡しの時期は、令和元年10月16日です。その他契約内容等は記載のとおりです。

以上、特に問題は無いと判断いたしましたが、ご協議の程、よろしく願いいたします。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第3班よりお願いいたします。

1番  
(前澤 一幸君)

番号2番についてご説明いたします。

番号2番、所在及び地番については、豊地●●● 「畑」、外「畑」1筆、合計面積は、24,792㎡です。賃貸人は、●●●さん。賃借人は、●●●さんです。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、令和元年10月4日。引渡しの時期は、令和元年10月4日です。その他契約内容等は記載のとおりです。

以上、特に問題は無いと判断いたしましたが、ご協議の程、よろしく願いいたします。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長

異議なしと認めます。

(鎌口 幹雄君)

よって、本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第7、『議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君)

議案の9ページから17ページでございます。

議案第5号 「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

今回、北見市長より付議された案件は、賃借権が35件、賃借権移転が1件、所有権売買が6件、使用貸借による権利が1件の合計43件であり、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、集積計画に係る地目及び面積は、17ページ欄外に記載のとおり「田」が33筆、「畑」が111筆で、合計面積は1,225,018.75㎡であります。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、第1班よりご説明をお願いいたします。

10番  
(安斉 誠一君)

番号1番から9番についてご説明いたします。

番号1番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は119,000円、10aあたり4,000円です。

番号2番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は570,000円、10aあたり9,300円です。

番号3番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は7,200,000円、10aあたり222,100円です。

番号4番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は13,900円、10aあたり2,100円です。

番号5番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は14,000円、10aあたり1,500円です。

番号6番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は150,000円、10aあたり3,000円です。

番号7番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は4,350,000円、10aあたり109,800円です。

番号8番、権利は使用貸借による権利です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●です。土地の表示以下につきましては記載のとおりです。

番号9番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は161,000円、10aあたり4,500円です。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第2班よりお願いいたします。

6番  
(福田 保志君)

番号10番から18番についてご説明いたします。

番号10番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は150,000円、10aあたり5,000円です。

番号11番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は172,000円、10aあたり3,200円です。

番号12番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん(法定持分2分の1)、●●●さん(法定持分8分の1)。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は99,000円、10aあたり2,800円です。

番号13番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は126,000円、10aあたり2,800円です。

番号14番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は322,000円、10aあたり9,000円です。

番号15番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は6,650,000円、10aあたり246,600円です。

番号16番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は181,500円、10aあたり6,400円です。

番号17番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は32,500円、10aあたり7,000円です。

番号18番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は65,000円、10aあたり6,900円です。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第3班よりお願いいたします。

1番  
(前澤 一幸君)

番号19番から43番についてご説明いたします。

番号19番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は43,000円、10aあたり7,300円です。

番号20番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は30,000円、10aあたり2,300円です。

番号21番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は267,000円、10aあたり8,000円です。

番号22番、権利は賃借権移転です。権利の設定等をする者、●●●さんで、その土地の所有者は、●●●さんですが、●●●さんから●●●に委任されている土地であります。権利の設定等を受ける者、●●●です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は111,000円、10aあたり5,000円です。

番号23番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は600,000円、10aあたり5,500円です。

番号24番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は57,300円、10aあたり12,000円です。

番号25番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は45,500円、10aあたり6,700円です。

番号26番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は196,000円、10aあたり7,000円です。

番号27番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は37,000円、10aあたり6,900円です。

番号28番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は476,000円、10aあたり10,000円です。

番号29番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は250,000円、10aあたり6,900円です。

番号30番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は264,000円、10aあたり10,000円です。

番号31番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は240,000円、10aあたり7,000円です。

番号32番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は67,000円、10aあたり7,000円です。

番号33番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は62,000円、10aあたり10,200円です。

番号34番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん（法定持分2分の1）、●●●さん（法定持分4分の1）。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は151,000円、10aあたり8,000円です。

番号35番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん（法定持分2分の1）、●●●さん（法定持分4分の1）。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は464,000円、10aあたり8,000円です。

番号36番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利

の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は86,000円、10aあたり6,000円です。

番号37番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は118,000円、10aあたり7,000円です。

番号38番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん（法定持分2分の1）、●●●さん（法定持分4分の1）。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は187,000円、10aあたり8,000円です。

番号39番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は205,000円、10aあたり9,600円です。

番号40番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は6,903,000円、10aあたり300,000円です。

番号41番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は90,000円、10aあたり15,200円です。

番号42番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は3,695,000円、10aあたり330,000円です。

番号43番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、●●●さん。権利の設定等を受ける者、●●●さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は8,181,000円、10aあたり330,000円です。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、日程第8、『議案第6号 農村滞在型余暇活動機能整備計画の変更について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君)

議案の18ページでございます。  
議案第6号、「農村滞在型余暇活動機能整備計画の変更について」ご説明いたします。  
「農村漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則」第4条第1項及び第2項の規定により、北見市長から意見が求められたので、

審議の上適否の決定を求めるものであります。

内容につきましては、お手元に配付しております、令和元年第7回総会資料、議案第6号関連「農村滞在型余暇活動機能整備計画の変更について」を、ご参照願います。

以上でございます。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第9、『議案第7号 現況証明願について』を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君)

議案の19ページから20ページでございます。

議案第7号、「現況証明願について」ご説明いたします。

このことについて、下記のとおり願出があったので、審議の上、適否の決定を求めるというものであります。

願出件数は4件で、願出理由は「地目変更登記」のためでございます。

番号1番、所在及び地番は、柏陽町●●● 外1筆、公簿地目は「畑・牧場」、現況は「農地・採草放牧地以外」、合計面積は5.8㎡、利用状況は「宅地」、所有者及び願出人は、●●●さんです。

番号2番、所在及び地番は、昭和●●● 外2筆、公簿地目は「畑」、現況は「農地・採草放牧地以外」、合計面積は5,412.98㎡、利用状況は「原野」、所有者及び願出人は、●●●さんです。

番号3番、所在及び地番は、北陽●●●、公簿地目は「畑」、現況は「農地・採草放牧地以外」、面積は8,885㎡、利用状況は「山林」、所有者及び願出人は、●●●さんです。

番号4番、所在及び地番は、東相内町●●● 外1筆、公簿地目は「畑」、現況は「農地・採草放牧地以外」、合計面積は568㎡、利用状況は「宅地」、所有者及び願出人は、●●●さんです。

なお、現況証明に係る面積は、20ページ欄外に記載のとおり、「農地・採草放牧地以外」の8筆で、合計面積は、14,871.78㎡であります。

以上でございます。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、第1班よりご説明をお願いいたします。

22番  
(國田 恭一君)

番号1番、2番について、ご説明いたします。

番号1番、令和元年11月19日に竹中委員、岡田委員の2名とともに現地調



査を行い、現況が「農地・採草放牧地以外」であることを確認しました。また、利用状況については、2筆とも「宅地」と確認しました。

番号2番、番号1番と同様に、令和元年11月19日に竹中委員、岡田委員の2名とともに現地調査を行い、現況が「農地・採草放牧地以外」であることを確認しました。また、利用状況については、3筆とも「原野」と確認しました。

以上、ご報告いたします。

9番  
(入倉 孝徳君)

番号3番について、ご説明いたします。

令和元年11月19日に安齊委員、米森委員の2名とともに現地調査を行い、現況が「農地・採草放牧地以外」であることを確認しました。また、利用状況については、「山林」と確認しました。

以上、ご報告いたします。

議長  
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第2班よりお願いいたします。

5番  
(畑中 利男君)

番号4番について、ご説明いたします。

令和元年11月18日に福田委員、萩原委員の2名とともに現地調査を行い、現況が「農地・採草放牧地以外」であることを確認しました。また、利用状況については、2筆とも「宅地」と確認しました。

以上、ご報告いたします。

議長  
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。

よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第10、『報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君)

議案の21ページから23ページでございます。

報告第1号 「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明いたします。

届出件数は、所有権(相続)が4件であります。

番号1番、所在及び地番は、小泉●●●「畑」、外「畑」27筆、合計面積は84,694㎡であります。被相続人は、●●●さん。相続人は、●●●さんです。届出日は令和元年10月25日、受理通知日は令和元年10月30日です。

番号2番、所在及び地番は、北光●●●「畑」、外「畑」6筆、合計面積は40,891.91㎡であります。被相続人は、●●●さん。相続人は、●●●

さんです。届出日は令和元年11月5日、受理通知日は令和元年11月7日です。

番号3番、所在及び地番は、上とところ●●●「畑」、外「畑」3筆、合計面積は6,804㎡であります。被相続人は、●●●さん。相続人は、●●●さんです。届出日は令和元年11月5日、受理通知日は令和元年11月7日です。

番号4番、所在及び地番は、広郷●●●「畑」、外「畑」2筆、合計面積は36,286㎡であります。被相続人は、●●●さん。相続人は、●●●さんです。届出日は令和元年11月1日、受理通知日は令和元年11月7日です。

なお、届出に係る地目及び面積は、23ページ欄外に記載のとおり、「畑」が42筆で、合計面積は168,675.91㎡であります。

これらの案件につきましては、北見市第一農業委員会事務局規程第6条に基づき事務局長が専決処分をいたしました。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします、

本案は、いずれも報告のとおり了承することといたします。

次に、日程第11、『報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君)

議案の24ページでございます。

報告第2号 「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」ご説明いたします。

今回の届出は、1件です。

番号1番、土地の所在及び地番は、緑ヶ丘●●●「畑」、面積は12,079.66㎡、申請人は、●●●さん。転用目的及び計画の内容は、宅地造成。届出受理年月日は令和元年10月15日、届出処理年月日は令和元年10月23日です。

また、この案件につきましては、北見市第一農業委員会事務局規程第6条に基づき事務局長が専決処分をいたしました。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします、

本案は、いずれも報告のとおり了承することといたします。

次に、日程第12、『報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長

議案の25ページでございます。

(市山 恵一君) 報告第3号 「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」ご説明いたします。

今回の届出は、所有権が2件であります。

番号1番、所在及び地番は、朝日町●●● 「畑」、面積は297㎡です。譲渡人は、●●●さん、譲受人は、●●●さんです。転用目的及び計画の内容は、住宅です。届出受理年月日は、令和元年10月4日、届出処理年月日は、令和元年10月11日です。

番号2番、所在及び地番は、末広町●●● 「畑」、面積は373㎡です。譲渡人は、●●●さん、譲受人は、●●●さんです。転用目的及び計画の内容は、住宅です。届出受理年月日は、令和元年10月15日、届出処理年月日は、令和元年10月21日です。

これらの案件につきましては、北見市第一農業委員会事務局規程第6条に基づき事務局長が専決処分をいたしました。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君) 事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長  
(鎌口 幹雄君) なければ、これにて質疑を終結いたします。

本案は、いずれも報告のとおり了承することといたします。

議長  
(鎌口 幹雄君) 以上で本総会に付された案件は、すべて終了いたしました。

それではこれにて、令和元年第7回北見市第一農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和元年11月22日

議長 鎌口 幹雄

署名委員 竹下 雅英

署名委員 竹中 秀樹